

第9回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開催年月日	令和3年12月10日(金) 午後2時00分			
開催場所	湯梨浜町役場別館 第3会議室			
出席委員(12名)	1番 山下 和子 委員	2番 蔵本 孝広 委員	3番 横川 力 委員	4番 山上 真治 委員
	5番 長谷川 誠一 委員	6番 谷岡 貞幸 委員	7番 山本 美代子 委員	8番 土海 政信 委員
	9番 清水 武敏 委員	10番 尾川 寛信 委員	11番 山田 隆雄 委員	12番 下田 健一 委員
欠席委員(0名)				
推進委員(8名)	13番 徳岡 正裕 推進委員	14番 河井 勝重 推進委員	15番 山下 昇 推進委員	16番 井坂 正昭 推進委員
	17番 山本 正義 推進委員	18番 岡本 章 推進委員	19番 中村 博 推進委員	20番 倉本 哲男 推進委員
欠席推進委員(0名)				
職務のため出席した職員	副主幹 中村 武史			
提案議案	第34号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第35号議案 非農地の現況証明について 第36号議案 農用地利用集積計画の決定について 第37号議案 農用地利用配分計画の策定について 第38号議案 令和4年農業労働賃金等標準額の決定について 第39号議案 地籍調査事業に伴う地目の変更について			
報告事項	第1号 農地転用現況確認状況について			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
<p>1 開会</p> <p>2 議事録署名委員の指名</p> <p>3 報告事項 第 1 号 農地転用現況確認状況について</p>	<p>事務局</p> <p>会長 事務局</p> <p>会長（議長）</p>	<p>ただ今より、令和 3 年度 第 9 回農業委員会の定例総会を開催します。 開催にあたりまして長谷川会長からごあいさつを頂きます。お願いします。 長谷川会長あいさつ（中略） それでは、本日の出席者報告を致します。農業委員の現員数 12 人に対して、ただ今の出席委員は、12 人であります。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、出席委員が定足数に達しておりますので本総会が成立することをご報告致します。 次に会議の議長ですが、湯梨浜町農業委員会会議規則第 4 条第 1 項の規定により、会長が議長となります。では、会議の進行をお願い致します。 それでは、本日の議事の日程はですね、皆さんのお手元に配布してございます、そのとおりでございます。</p>
	<p>（議長）</p>	<p>日程 2 番、「議事録署名委員の指名について」を議題と致します。お諮りを致します。本案件につきましては、湯梨浜町農業委員会会議規則第 23 条第 2 項の規定によりまして、議長において指名することにご異議はございませんか。 （なし。の声） はい。それでは、なしと認めます。それでは議事録署名委員には 11 番の山田隆雄委員、そして 12 番の下田健一委員、両名を指名致します。なお会議書記には、事務局の方をお願いを致します。</p>
	<p>（議長）</p> <p>事務局</p>	<p>次に日程 3、報告事項に入ります。報告事項第 1 号「農地転用現況確認状況について」を説明してください。それでは事務局、説明してください。 報告事項 第 1 号「農地転用現況確認状況について」を説明します。 次のとおり、農地転用現況確認願いが提出され、現況を確認し確認書を交付したので、その状況を報告するものです。 （資料は 2-1 頁） 番号 1 転用者は、はわい長瀬●●。土地の表示、大字久留——。地目は畑、面積は 56 m²。転用目的は道路です。許可指令年月日及び番号は議案書記載のとおりで、確認書交付年月日は令和 3 年 12 月 1 日。調査結果は、令和 3 年 11 月 26 日工事完了です。</p>

<p>4 議事 議案第 34 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</p>	<p>議長 (議長) 事務局</p>	<p>次の頁 2-1 に航空写真による位置図を付けていますのでご確認をお願いします。以上です。</p> <p>それでは、説明は以上で終わります。皆さんの方からお尋ねがございましたら、どうぞ挙手の上発言をして頂きたいと云う風に思います。お尋ねはございますか。</p> <p>はい。無い様でございますので。それでは報告事項でございます。ご了承をお願いします。</p> <p>次に日程 4 番、議事に移ります。議案第 34 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と致します。それでは事務局より説明をしてください。</p> <p>議案第 34 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定による許可の申請があったので、これを許可することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>番号 1 譲渡人は、藤津●●。譲受人は、藤津●●。土地の所在、大字藤津——。地目は台帳・現況とも田、利用状況は田。面積 630 m²。権利取得後の経営面積は 74 アールで、売買による所有権移転です。</p> <p>番号 2 譲渡人は、羽衣石●●。譲受人は、羽衣石●●。土地の所在、大字羽衣石——。地目は台帳・現況とも畑、利用状況は畑。面積は 261 m²。権利取得後の経営面積は 88 アールで、売買による所有権移転です。</p> <p>番号 3 譲渡人は、愛知県小牧市●●。譲受人は、漆原●●。土地の所在・地目・面積・その他は議案書記載の 4 筆で、面積の合計は 2,995 m²です。権利取得後の経営面積は 200 アールで、贈与による所有権移転です。</p> <p>番号 4 譲渡人は、倉吉市●●。譲受人は、田後●●。土地の所在、大字田後——。地目は台帳田、現況 畑、利用状況は畑。面積は 338 m²。権利取得後の経営面積は 38 アールで、農用地区域外の贈与による所有権移転です。</p> <p>番号 5 譲渡人は、北栄町●●。譲受人は、田後●●。土地の所在、大字田後——。地目は台帳田、現況 畑、利用状況は畑。面積は 381 m²。権利取得後の経営面積は 42 アールで、農用地区域外の贈与による所有権移転です。</p> <p>以上、申請につきましては農地法の下限面積を満たすものであり、労働力の状況、通作距離などをみても問題がないことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。以上です。</p>
---	--------------------------------------	--

<p>議案第 30 号 非農地の現況証明について</p>	<p>議長 (議長) 事務局</p>	<p>はい。以上で説明が終わりました。それではこれより質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。</p> <p>質疑は無い様でございます。それでは質疑はこれで終わりとするにしまして、これより採決を行います。</p> <p>議案第 34 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」に対する可否決定について、原案のとおり可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が挙手でございます。よって議案第 34 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」については、原案のとおり可決を致しました。</p> <p>次に、議案第 35 号「非農地の現況証明について」を議題と致します。説明を求めます。</p> <p>議案第 35 号「非農地の現況証明について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地以外のものである証明願の提出があったので、同法の適用を受けない土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>(資料は 4-1 頁、資料 1 の 1 頁と 2 頁)</p> <p>番号 1 申請人は、はわい長瀬●●。土地の所在、大字久留——。地目は台帳畑、現況公衆用道路。面積は 145 ㎡。平成 8 年の相続以前から、通作道として利用されてきたものです。</p> <p>頁をめくって頂いて 4-1 が航空写真による位置図で、現地の写真は資料 1 の 1 頁。2 頁目が公図になっております。</p> <p>議案書に戻って頂いて。</p> <p>(資料は 4-2 頁、資料 1 の 3 頁と 4 頁)</p> <p>番号 2 申請人は、下浅津●●。土地の所在、大字下浅津——。地目は、台帳は田、現況宅地、面積は 180 ㎡。同じく大字下浅津——。地目は台帳田、現況について、申請では宅地となっておりますが事務局の調査では畑としております。面積は 180 ㎡。こちら昭和 51 年に、申請者の父が沢屋敷 95-1 に倉庫を建築し現在に至るものです。</p> <p>頁をめくって頂き 4-2 が航空写真による位置図です。こちらの位置図は、次の整理番号 3 の申請地と隣接していますので合わせて表示しています。</p>
----------------------------------	--	--

		<p>現地の写真は資料 1 の 3 頁。4 頁が公図になっております。整理番号 3 の案件 2 筆が黄色で、整理番号 3 の案件を赤くして表示をしてあります。赤が整理番号 3。</p> <p>議案書に戻って頂いて。</p> <p>(資料は 4-2 頁、資料 1 の 3 頁と 4 頁)</p> <p>番号 3 申請人は、倉吉市●●。土地の所在、大字下浅津——。地目は台帳が田、現況について、申請では宅地となっておりますが、こちら事務局調査では原野と云う事で。面積は 36 m²。こちらは 40 年以上前から農地として利用されておらず、現在に至るものです。</p> <p>位置図や現況写真は整理番号 2 と共通ですので省略させていただきます。</p> <p>整理番号 2 の大字下浅津——の土地と整理番号 3 の大字下浅津——の土地につきましては、事務局の事前調査では、それぞれ申請とはちがう現況地目と判断させて頂いております。</p> <p>これから現地確認委員さんの調査報告がありますが、その調査報告に基づいてご判断頂ければと思いますので、よろしくお願ひします。説明は以上です。</p> <p>はい、ご苦勞様です。以上で説明が終わりました。引き続き現地確認委員による調査の報告をして頂きます。</p> <p>それでは番号 1 の案件を 12 番の下田健一委員に報告をして頂きます。お願ひします。</p> <p>それでは報告致します。本日 1 時より、長谷川会長・土海職務代理・蔵本委員・倉本推進委員、自分と事務局 2 名の合計 7 名で現地を確認して参りました。</p> <p>現場は 4-1 の真ん中辺のピンク色の細い所ですけども。資料 1 を見てもらいます。</p> <p>行ってみましたら、以前も行ったことのある場所でございます。当時は荒れとったですけど、現在は写真のとおり、真砂が敷いて綺麗に整備されております。</p> <p>場所としては赤線の、大体 1m くらいの幅の所ですが。以前から道路として使われておりまして、現在アスファルト舗装もされて。農地として復元することは不可能ですので、非農地として認めても問題ないではないかと思ひます。以上です。</p> <p>はい。それでは次に番号 2・番号 3 とございまして、下浅津の同じ字名で三つの筆がございまして。一連の案件でございまして、一括して 2 番の蔵本孝広委員より現地確認の報告をして頂きます。お願ひします。</p> <p>3 筆ありますので、その内のまず、下浅津——と云うのから始めたいと思ひますけど。別冊資</p>
	議長	
	下田委員	
	議長	
	蔵本委員	

		<p>料 1 の 3 頁ですね。小屋が建って、昭和 51 年に倉庫を建てたってなってます。</p> <p>この小屋がそのままありまして。現在はどうなってるか、倉庫として使われてると云う事で。農地に復元することは困難だと云う事で、非農地として認めることに問題は無いと委員全員で確認しました。</p> <p>それから 3 番目の●●さんの下浅津——。これは道から倉庫の後ろですね、裏側にあたりまして。入る道も、行くことが容易でない様な所でした。</p> <p>それで現在は原野となってるとうことでした。容易に農地に復元することは困難な状況と云う事で、委員全員で確認したところです。</p> <p>それからもう一つの下浅津——と云うのがありますが。小屋の隣で、写真ではちょっと見難いですが。別冊 3 頁の下側の右側ですね。奥の方に小さいハウスが建ってます。</p> <p>そのハウスの骨組みがそのまま残ってまして、撤去すれば農地に復元することが可能でないかと確認したところです。委員全員で非農地としてはならないではないかと云う判断をしました。以上です。</p> <p>議長 はい。以上で現地確認委員による報告を終わります。それではただ今より、一括して質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。</p> <p>山田委員 はい。</p> <p>議長 はい、山田委員。どうぞ発言してください。</p> <p>山田委員 あの、そのハウスの骨があるって言われましたけど、その後何年も耕作していない様なハウスだったでしょうか。</p> <p>議長 はい。それでは事務局説明してください。</p> <p>事務局 はい。ハウス、まあ、長い間耕作されてないハウスで、骨組みだけ残って。錆びて潰れ掛けている状況のハウスの骨組みが残ってる状態です。</p> <p>議長 はい。この事につきましては、現地確認の蔵本委員の方からも補足がございますか。</p> <p>蔵本委員 ここは、申請者のお父さんが亡くなられて。亡くなられる前から梨の交配木なんかを取る時にハウスを使っておられたんですけど。もう梨は、十年以上、もつとですかね。止めてそのまま放置されてる状態であるとう事です。だから現在はなにもされてない状況と見ました。</p> <p>議長 はい。山田委員、こう云った説明ですけども。どうです。</p>
--	--	--

	<p>山田委員 議長 事務局</p> <p>議長 山田委員 議長 河井推進委員</p> <p>議長</p> <p>蔵本委員</p> <p>事務局</p> <p>議長 事務局 蔵本委員</p> <p>議長 河井推進委員 議長 徳岡推進委員</p> <p>事務局</p>	<p>はい。まあ撤去すれば農地になると思われまして云う事ですな。</p> <p>えっとねえ、資料3頁の右側の写真。見てもらえば。ハウスが写ってる。</p> <p>骨組みだけ残ってるんで。写真がちょっと見難いですけど。形は、まともにハウスの形は残っている。ちょっと草を刈ったりしてビニールを張れば、実際使えるだろうとは思ってますけど。</p> <p>えっと、山田委員。これで良いですか。</p> <p>はい。</p> <p>はい。それでは河井推進委員どうぞ。</p> <p>あのね、資料。これ、1は下浅津——の左上かいな。それから下浅津——が下かいな。それと下浅津——は右になるで。その小屋みたいなのは関係無いかいな。あの、左下の小屋。それはどう云う物かいな。</p> <p>はい。それでは説明してください。事務局、説明できる。現地確認の蔵本委員の方に説明してもらおうか。</p> <p>4頁の方を見てもらったら。それで下浅津——と云うのが、倉庫が建っている所です。それで下浅津——と云うのが、今、小さいハウスの骨が残ってる所で。それで下浅津——と云うのが、その奥で。見に行きかけたけど、入ることが出来ん様な所だったです。</p> <p>左下の写真なんですけども。写真の写りが悪くて、ハウスの骨組みが見えないですけども、実際ここ、ありましてですね、左下の。ですから、左下は裏から見た写真になりますので。</p> <p>草が高くて、ハウスがちょっと見えん。</p> <p>ハウスが錆びててね、小屋のトタンの色と同化してしまっ、ちょっと。骨が見え難いんで。</p> <p>4頁の一番上の所の道側に薄っすらとハウスが見えてるんですけど。小屋の手前に薄っすらと。それが錆びとって、奥のトタンと同じような色なもんで。</p> <p>はい、河井推進委員、良いですか。</p> <p>はい。</p> <p>それじゃあ徳岡推進委員どうぞ。</p> <p>この周りは何でしょうか。何も作ってない所ですか。この図で見るとね、周りは畑じゃないでしよ。</p> <p>黄色の筆の左側は水路になってまして。</p>
--	---	---

	<p>徳岡推進委員 事務局 徳岡推進委員</p> <p>事務局</p> <p>徳岡推進委員</p> <p>議長 事務局</p> <p>議長</p> <p>蔵本委員 議長 徳岡推進委員 議長 横川委員</p>	<p>ええ。その隣。 裏は。 畑じゃない。周りは。ここ、農地でしょ。非農地にする周りは田んぼや畑があったらね、別に非農地にしなくても、草を刈ったりゴミを取ったりしたら、畑に十分戻る土地じゃないですか。非農地にする意味があるのか、良く分からん。</p> <p>非農地にするのは、まず、届が出て来てるので。今回の総会で非農地にしてもらえないだろうかと出てるので、それを今日の、説明して頂いたので、協議して頂いて、ここで結論を出して頂きたいと。</p> <p>周りに住宅が建っちゃってるとかね、畑にならん様な場所がいっぱいあるのなら、ここも非農地にしても良いじゃないかと思えますけど。</p> <p>申請地周辺の状況はどうですか、と云う質問だな。その事で説明して。 では質問がございましたので、お答えします。 まずですね、非農地の願いが出てるのが3筆ありまして。下浅津——の左側にはもう、別のものが建って、宅地です。それで右側は、北側と云いますか、北側の方は農地です。それで西側、裏の方も農地。</p> <p>ですから今回の非農地証明願いについては、下浅津——、下浅津——、下浅津——ですが、今回蔵本委員の方から説明ございました様に、下浅津——は建物も建ってますので、これは非農地。下浅津——の方は、ハウスがあるけども、ちょっと整備すれば畑に戻るんじゃないかと云う現況確認をして頂いたので、この場で審議して頂きたいと云うところです。</p> <p>私の方から、ちょっと説明を補足しますけども。この下浅津——はですね、区画された農地では無いんですけども。農地として残ってるんだけど、ここに寄り付く道が無い。それで維持管理が非常に難しいと云う風な状況なので、今回の申請に至ったと。道が無い、寄り付く道が。 入れない。 と云う事で良いですか。 はい。分かりました。 その他に質問、お尋ねはございますか。横川委員どうぞ。 申請者の方は、今後耕作とかは考えてはおられん。</p>
--	---	---

	<p>議長 事務局</p> <p>横川委員 議長</p>	<p>それでは、その辺り。</p> <p>こちらを申請しておられる方は、今後はこの3筆をまとめて売ると。それで、買われた方は畑として使われるのか、何なのかはちょっと分からないですけども。と云う状況。そこまでですね。</p> <p>はい。分かりました。</p> <p>はい。その他ございますか。お尋ねはございますか。山本委員、何かありますか。はい、そうですね。それでは他にお尋ねが無い様でございますれば、これにて質疑は終結致しますが、よろしゅうございますか。</p> <p>はい。それでは終結致しまして、それでは採決を行います。議案第35号「非農地の現況証明」でございますが、1筆ごとに採決を行います。非農地として認めることに賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>それでは1筆ごとに行います。番号1の久留の案件でございますが、この案件を原案どおり非農地とすることに、可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が挙手であります。</p> <p>次に番号2番。この内の下浅津——。この案件を原案どおり非農地とすることに、可とする。これに賛成の委員、挙手をお願いします。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全委員が挙手であります。</p> <p>次に下浅津——。この案件は、案件はですね、非農地とすることに賛成の委員は、挙手をお願い致します。</p> <p>《挙手の委員なし》</p> <p>はい。この案件につきましては、全員が不賛成だと云う事でございます。</p> <p>次に下浅津——。この案件でございますが、原案どおり非農地とすることに可であると、云う風な事に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>はい。全員が挙手であります。今日は難しかったですよ。</p>
--	--------------------------------------	---

<p>議案第 36 号 農用地利用集積計画の決定について</p>	<p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>よって、議案第 35 号「非農地証明」につきましては、案件番号 1 番。そして案件番号 2 番、この内の下浅津——。次に案件番号 3 番、下浅津——。この 3 筆については非農地として認めることと致します。</p> <p>そして案件番号 2 番の下浅津——の、この案件につきましては、非農地にするにはふさわしくないと云う風な判断を致します。従いまして、これを非農地とするのは否である。と云う事に致します。お判りですか。</p> <p>もう一度申し上げます。議案第 35 号「非農地の現況証明」について、本委員会の総会では案件番号 1 番、そして 2 番。2 番の下浅津——。そして案件番号 3 番の下浅津——。この分については非農地と致します。</p> <p>下浅津——は、非農地とはしません。そう云う事で決定を致します。</p> <p>次に、議案第 36 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。</p> <p>なお、本案件につきましては農業委員等に関する法律第 31 条第 1 項による議事参与の制限がございます。</p> <p>お諮りを致します。議席番号 8 番の土海政信委員と、19 番の中村博推進委員の申請案件である整理番号 46 番・50 番。この 2 つについてを、先に分割審議することにご異議はございませんか。</p> <p>(はい。の声)</p> <p>異議無しと認めます。よって整理番号 46 番、そして 50 番を先に審議することと致します。それでは土海委員と中村推進委員は退席をしてください。</p> <p>(土海委員、中村推進委員 退席)</p> <p>土海、そして中村委員の兩名の退席を確認致しましたので、審議を続行致します。それでは事務局より総括から説明をしてください。</p> <p>議案第 36 号「農用地利用集積計画の決定について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農用地利用集積計画が作成されたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。公告予定日は令和 3 年 12 月 15 日です。</p> <p>(資料は、5-1 頁から 5-14 頁)</p> <p>頁をめくって頂き、利用集積計画総括表をご覧ください。</p>
--------------------------------------	------------------------	--

	<p>議長</p>	<p>関係戸数は 借人 45、貸人 93 です。利用権の設定期間は田畑の合計で、3 年未満が 4 件で 4,780 m²。3 年以上 6 年未満が 70 件で 157,678 m²。6 年以上 10 年未満が 10 件で 28,047 m²。10 年以上が 17 件で 60,616 m²です。</p> <p>設定作物等面積は、水田としての利用が 197,802 m²。転作田として利用が 4,113 m²。樹園地としての利用が 42,474 m²。普通畑としての利用が 6,732 m²で利用権設定面積率は 1.962%です。</p> <p>これからご審議頂く案件は、5-7 頁の整理番号 46 番と 50 番ですので、ご確認をお願いします。</p> <p>また、「農用地利用集積計画」については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。概要説明は以上です。</p> <p>はい。それでは事務局からの説明はこれで終わります。</p> <p>これより質疑を行います。皆さんの方から、この 2 件について質疑はございますか。</p> <p>46 番と 50 番。各筆明細の 46 番と 50 番です。</p> <p>それでは質疑は無い様でございますので、質疑は無しと認め、これで質疑を終結し、これより採決を行います。</p> <p>議案第 36 号の「農用地利用集積計画」の整理番号 46 番と 50 番について、原案のとおり認めすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全委員が挙手であります。よって議案第 36 号「農用地利用集積計画」の整理番号 46 番と 50 番の案件につきましては、原案のとおり意見決定を致します。</p> <p>それでは退席をしている土海・中村両名に戻って頂きます。</p> <p>(土海委員、中村推進委員 着席)</p> <p>それでは審議を続行致します。</p> <p>次に、議案第 36 号の整理番号 46 番と 50 番以外の案件につきまして審議を行います。それでは事務局より説明をしてください。</p> <p>議案第 36 号「農用地利用集積計画の決定について」を説明します。</p> <p>先程の案件以外の、特筆すべき内容ですが、右側の欄外に「年金 更新」と表示しているものがあります。</p> <p>これは、農業者年金の経営移譲年金受給者の、親子間での 10 年の貸借契約であります。その</p>
	<p>事務局</p>	

	<p>議長</p> <p>清水委員</p> <p>議長</p> <p>清水委員</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>清水委員</p> <p>議長</p> <p>清水委員</p> <p>議長</p> <p>清水委員</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>徳岡推進委員</p> <p>事務局</p> <p>徳岡推進委員</p> <p>議長</p>	<p>他、12月と云う月になりまして。集積計画、新規よりも更新の件数が多いと云う事がありまして件数が増えています。以上です。</p> <p>それでは説明が終わりましたので、皆さんの方からご質問等があればですね、挙手をして頂きまして発言をしてください。どうぞ。</p> <p>はい。</p> <p>清水委員どうぞ、発言してください。</p> <p>整理番号39番ですけど、利用権を設定するものが●●で、設定を受ける方が●●会社と云う事で。社長が●●さんですけども、こう云う場合はどう云う事かなと。</p> <p>はい、説明を。</p> <p>はい。説明します。法人と個人の場合は、こう云う設定の仕方になります。以上です。</p> <p>税金とか、そう云う関係かな。</p> <p>●●さんと云う個人が、●●さんが経営している法人に貸すと云う事です。</p> <p>初めて見ました。</p> <p>今までもありました。</p> <p>ありましたか。良く分かりました。</p> <p>毎年、何件かあります。</p> <p>その他。はい、徳岡推進委員どうぞ。</p> <p>あの、今ちょっと、年金更新のことについて説明がありましたけども。もうちょっと詳しく聞かせて頂けると嬉しいです。その、年金を受給されてる方が百姓しないための年金更新ですか。</p> <p>その年金もらってる人が、更新するために。</p> <p>経営移譲。</p> <p>経営移譲。ちょっと詳しく聞かせて頂けませんか。</p> <p>じゃあ、私の方から。経営移譲年金って言いましてですね、自分は農業経営から身を引くと。それで倅に任せる。そう云う時にはいわゆる付加年金と言われる、普通の年金額よりたくさん頂けると云う事なんです。</p> <p>それを移譲年金と言うんですけども。10年間の契約をお願いしますと。もう一つ大事なことなんですけども、10年間経ったらその時点でもう一度するんです。ここでしないと年金受給に</p>
--	--	---

	<p>徳岡推進委員 議長</p> <p>河井推進委員 議長</p>	<p>不都合が生じる恐れがあるんです。今までもそう言う事があったんです。見知ったことが。 説明は十分、こっちもしてるんですけどね。というっかり本人さんが更新、忘れておられてね、10年経ってから。10年だから忘れてしまうわな、下手したら。そこのところはよーく説明してあげておかないけん。まあ、そう云った事で。</p> <p>有利な更新だと云う事ですね。</p> <p>そう云ったことです。特に若者が、我が倅が農業するって時はね。</p> <p>それは年齢がある訳かな。</p> <p>年齢は、農業者年金を頂くと云うのは65歳。65歳の時にその契約を締結する。だから75歳になったら、また、その時点で再度の契約をして。</p> <p>その時にしなかったら、非常に不利益を被ることになるんで、そこのところは十分皆さんもよくよく教えてあげて。</p> <p>大体皆さんには説明がしてある。と云う事で良いですか説明は。</p> <p>今のところで、もし。大体知っておられることだとは思いますが。どうです。また、初めての人も。また、覚えておいてください。そう言う事があるって。</p>
	<p>河井推進委員 議長</p>	<p>ここで関係のある人はおられますか。</p> <p>ここで無くても、各部落の人がおられたり。隣は若い人と一緒に住んでおられるのに、良い具合にしてあげたら良いのにな。なんてな事。それはまた、個別にまた相談してあげてください。そう云った事は。徳岡推進委員、それで良いですか。</p>
	<p>徳岡推進委員 議長</p>	<p>はい。分かりました。</p> <p>はい。その他にお尋ねはございますか。</p> <p>お尋ねが無い様でございます。はいどうぞ。山下委員どうぞ。</p>
	<p>山下和子委員</p>	<p>更新とか、認定農業者とかありますよね。その場合の年数は、やっぱり担い手の場合は5年とか。契約者によって更新は3年になってますけど。3年とか5年。</p>
	<p>事務局</p>	<p>特に担い手さんだから。</p>
	<p>山下和子委員 事務局</p>	<p>だから5年と云う事で。</p>
	<p>山下和子委員</p>	<p>ではないです。</p> <p>それはお互いの。</p>

	<p>事務局 山下和子委員</p>	<p>それはお互いで決めて頂いて。 地権者がいて、じゃあ更新しましょうかとする時には5年。認定農業者は長くないと。と云う事で5年ですか。</p>
	<p>事務局 山下和子委員 事務局 山下和子委員 事務局</p>	<p>そう云う意味ではなくて、とにかく両者で。 両者で決定するんですか。 そうです。 決め事をする。 3年・5年・10年とかつての多いんですけども、その中からだいたい「5年ぐらい作らせて。」って耕作者さんの方からお願いをしてされてるんで。特に認定農業者さんだから5年とかつて云う決まりはありません。</p>
	<p>山下和子委員 山本美代子委員 山下和子委員 山本美代子委員 山下和子委員 議長</p>	<p>はい。さっきの年金なんですけどね、これは年金で10年ってことはですね。 年金は10年です。 決まってるんですね。 経営移譲は10年。 結構、経営移譲してやられる方は多いんですか、そう云う。 はい。良いですよ、このところでね、ここにもちゃんと書いてあるんですけども。ここ、例えば野花の●●さん。これが5-4頁にあるんですけどもね、これ、10年契約ずーっとなってる。 そしたらね、普通の年金の人よりも割増の年金がもらえます。その代わり縛りがあります。その10年間の間は土地を譲渡したらいいけん。土地を譲渡、売り渡したりしたらいいけん。ちゃんと確保しとかないけん。それから詳しく言えば耕作放棄地にしてもいけないんです。そんなことです。</p>
	<p>山本正義推進委員 議長</p>	<p>耕作放棄地にしたらいいけん。 いけないですよ。耕作放棄地にしても、自分の持ってる農地を売ると。他の人に売ると。手放すと云う事は。農地を手放す。それから耕作放棄地にするってことは農地がそれだけ減る。</p>
	<p>山本正義推進委員 議長</p>	<p>難しいな。 難しいこと無いですよ。それで皆さん沢山もらえるんですよ。でなくてもね、農業者年金は、今、農業者年金の話が出ましたんでちょっとだけ。</p>

<p>議案第 37 号 農用地利用配分計画の策定について</p>	<p>(議長) 事務局</p>	<p>農業者年金は国民年金と違って。国民年金受給者が入れるんですけども。農業者年金の良いところは、早く、こんな事を言っちゃなんですけども。こんなことあっちゃいけないんですけども。早くお亡くなりになっても、ご本人が。80 までの分は出るんです。出るんだ、一時金として。そう云うメリットがあります。だからもう、損は無いです。</p> <p>それから原資が無くなると云う事ありませんし。積立年金ですから、今の農業者年金は。あまり説明が長くなると時間も無くなりますので、この辺で終わりますけども。また、もしお聞きになりたいことがあったら、また。局長なり副主幹の方へ聞いてやってください。</p> <p>はい。じゃあこの話は終わりにして。次にご質問ございますか。</p> <p>はい、無い様でございます。それでは、無い様でございますので、質疑をこれで終結致しまして採決を行います。</p> <p>議案第 36 号「農用地利用集積計画」の整理番号 46 番と 50 番以外の決定についてを、原案のとおり賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が挙手であります。よって議案第 36 号「農用地利用集積計画の決定」につきましては、原案のとおり意見決定を致します。</p> <p>次に議案第 37 号「農用地利用配分計画の策定について」を議題と致します。説明してください。</p> <p>議案第 37 号「農用地利用配分計画の策定について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農用地利用配分計画が策定されたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は、資料 2)</p> <p>別添の資料 2 をお願いします。頁をめくって頂いて 2 頁になります。利用配分計画各筆明細をご覧ください。</p> <p>整理番号 1 権利の設定を受ける者、倉吉市 ●●会社。権利を設定する農用地は、記載の 5 筆。水稻耕作で、面積の合計は 4,595 m²です。契約期間は 5 年で、更新契約です。</p> <p>整理番号 2 権利の設定を受ける者、藤津 ●●会社。権利を設定する農用地は、記載の 2 筆。水稻耕作で、面積の合計は 2,440 m²です。契約期間は 9 年の新規の契約になります。</p>
--------------------------------------	---------------------	--

<p>議案第 38 号 令和 4 年農業労働賃金等標準額の決定について</p>	<p>議長</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>尾川委員 議長 尾川委員</p> <p>議長</p>	<p>整理番号 3 権利の設定を受ける者、宮内●●。権利を設定する農用地は、記載の 1 筆。水稲耕作で、面積は 1,001 m²。期間 9 年の新規契約です。説明は以上です。</p> <p>はい。ご苦勞様です。説明が終わりましたので、これより質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。</p> <p>それでは質疑は無い。この様に認めます。質疑を終結し、これより採決を行います。</p> <p>議案第 37 号「農用地利用配分計画の策定」について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が挙手であります。よって議案第 37 号「農用地利用配分計画の策定」につきましては、原案のとおり意見決定を致します。</p> <p>次に、議案第 38 号「令和 4 年農業労働賃金等標準額の決定について」を議題と致します。それでは説明してください。</p> <p>議案第 38 号「令和 4 年農業労働賃金等標準額の決定について」を説明します。</p> <p>次のとおり、令和 4 年農業労働賃金等標準額について、本委員会の意見を求めるものです。 (資料は、7-1 頁と 7-2 頁)</p> <p>7 頁になります。議案書頁をめくって頂き、7-1 頁をお願いします。</p> <p>標準額の中身につきましては、農協の湯梨浜営農センターに問い合わせしました。その回答に基づき案を作成しています。金額に変更のあった所を黄色くしております。</p> <p>令和 3 年との比較表が次頁の 7-2 となりますので、ご確認をお願いします。以上です。</p> <p>それでは説明が終わりましたので、これより質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。</p> <p>ちょっと一つ。</p> <p>はい、どうぞ。尾川委員どうぞ。</p> <p>果樹剪定と棚張りのところが、8 時間から 1 時間になって、金額が 1 時間当たりの単価が出てるんですが。これは、仕事を始めてがスタートなのか。それとも、お家から現場に行く時からスタートなのか。要はトラブルがあるんでね。こう云うのって。</p> <p>あれ、そこ、資料は 1 時間の、になってるかえ。</p>
---	--	---

	<p>事務局 尾川委員 事務局 尾川委員 議長 尾川委員 議長 尾川委員 議長</p>	<p>これですね。パラフィンの。 いや、違う違う。 どこの分。 果樹剪定だとか。この1枚ものの方です。 あっ。1枚ものか。 はい。 それはちょっと後で説明しようかと。 あっ、そうですか。はい、分かりました。 じゃあ、経緯を説明しましょうか。実はですね、本冊の方に8時間とかって書いてあるでしょ。それで、中には1時間と書いてある欄があったり、色々本冊の方にあるでしょ。 これがね、分かり難いから全て1時間単位にするべきだと云う風な事で。これは、いわゆる皆さん方にですね、ご家庭に配布するのはこちらのものになると云う事です。本冊の方は8時間になってますけれどもね。 この項目は8時間、この項目は1時間なんてな書き方をすると、いわゆる齟齬を生じたりすることもあるかと云う事で。 それと併せましてですけども。毎年申し上げておりますけども、水田の何組合だったかな。水田耕耘組合かな。何だったかな。</p>
	<p>河井推進委員 議長 河井推進委員 議長</p>	<p>あのね、機械組合。 機械組合。 コンバイン組合とか。関係者と、それから農事実行組合長さんも来ておられて。勿論農協とも。水田の現場に携わっておる方々のご意見を聞いて、それから果実組合の担当の方のご意見を聞いて。そう云ったものをたたき台にして、これに載ってます。 これが決まった訳じゃないですよ。皆さんが承認されたら、これで決まる。皆さんが承認されたら。これで良いよってことであれば。 それでもう一つね、私の方からもちょっと。 果実組合さんの方に申し上げただけども。果実組合の人、おられるよね。果実組合の人でパラフィンの袋掛けの数掛けなんて、しておられる人おられる、今。ある。</p>

	<p>横川委員 議長</p> <p>横川委員 議長</p> <p>横川委員 議長</p> <p>横川委員 議長</p>	<p>いや。数掛けしておられる人、少ないですね。</p> <p>数掛けしておられる人、ある。だからね、昨日も言った。農協の方に言ったんだけど。「こんな無味無臭な数字、いけんじゃないか。こんなの必要ないじゃないか。」って言うんだけど。そしたら「数掛けの人が一生懸命掛けてくださってるんで、その一生懸命さに応えんといけん。そのためのこの数字です。」なんて言うんです。</p> <p>「そんなこと、今やってる時代でなかろうが。」って言って。昔、20万だナンボだ掛けてる様な時代だったら、数掛けで大いに稼いでおられたけども。今、仲良くしてもらわんと。ご機嫌取りながらしてもらわないといけない時代だから。</p> <p>すみません。その事に関してですけど。</p> <p>ええ。</p> <p>ちょっと私も聞いた話ですけど。うちに来る人夫もですけど。「歳いって掛けれん様になったから、掛けた枚数だけで良いから。」って言う方もおられるんですね。自己申告だけだね。</p> <p>仏さんみたいな人だな。</p> <p>それで払わせて頂くって云う場合もあるんです。</p> <p>それでね、早い話が、今ここの数掛けのところでも、要らんなら、もう割愛してくださいなど。このねえ、欄がねえ、目一杯なんですよ。</p> <p>それで本来であればね、果実のね、この分はね、取りたいんだ。ホントは。けども「果実を取って、総会の資料の方にちゃんと入れなさいな。」と言うんだけど。けども「今までそうさせてもらってたから、してくささいな。」と言うもんだから。ずっとこの、ここんところに参考ってしてあるでしょ。これは我々が決めた協定料金じゃないですよ。果実組合さんが決められたんですよって云う意味合いを込めて参考ってしてます。</p> <p>それで、昨日もね。果実。話をするけども。果実のこの下の方に「詳しくは果実部さんの方へお問い合わせをしてください。」入れておきたいんですよ、ホントは。けどもその一行を入れる隙間も無い。今。これ目一杯。A4版で目一杯。</p> <p>それほど今、窮々としてるってことを、皆さんにも了解して頂いて。それで、昨日もですね。この賃金表を策定するにあたって、その辺りもしっかりと勘案して頂いて決めてくださいと云う風な事を申し上げております。</p>
--	---	--

	<p>河井推進委員 議長</p> <p>尾川委員 議長</p> <p>山田委員 議長</p> <p>山田委員 議長</p> <p>山田委員 議長</p> <p>山田委員</p>	<p>それから目に付くのは、ロールペーラーの6,000円。ここも。実はね、北条が玉でやってるんだ。玉で。それで、湯梨浜は面積だと。そこにちょっとね、齟齬が出来ちゃうんだな。齟齬が。計算してみると。どっちが高い安い、別として。</p> <p>だからこう云うところも、本来もうちょっと考えてもらった方が良いかな、と云う風な意味合いも込めてお願いをしておきました。</p> <p>そんな感じで。ただ、現場の人が、こうであって欲しいって持って来られるもんですから。まあ現場の声はなあ。重視せないけんしなあ。って事で。大体がそう云う風な現場の声を尊重してやらしてもらってますけどねえ、今までもね。そんな感じで。</p> <p>それから会長。良い意見出されたけどね。これ、下にずっと書いてありますよ。この標準額を基本に、ね。作業内容等を考慮して両者で話し合いするって書いてあります。それで良いですな。</p> <p>そうです。これはどこの市町村もやっておられます。19市町村やっておられます。</p> <p>あっ、尾川委員は通勤の時間か。通勤の時間はなあ。それと、今の河井推進委員の話じゃないけども、両者で話し合って決めてください。</p> <p>分かりました。</p> <p>その他に皆さんの方から質問。はいどうぞ。</p> <p>人夫さん。例えば梨の袋掛けでも良いですけど、人夫さんを頼んで、1時間850円でやるんですけど。その間に午前と午後の休憩時間がありますね。お茶出す時間も。やっぱりそれは時間外で計算するかいな。</p> <p>そこもですね、そこも両者で話し合って決めて。そこはもう、お任せで。そこまで私等細かいこと言えないので。</p> <p>それも時間内で賃金払ってるんだけど。お茶の時間も。</p> <p>良いんじゃないですか。良いんじゃないですかそれで。心を広く。</p> <p>と云う事で、その他にございますか。もしなかったら、取り敢えず今年は、この線で良しとされますか。ご了解して頂けますか。</p> <p>いや、もう一つ気になってるのが。</p> <p>はい。</p> <p>東郷の選果場が900円だな。</p>
--	--	---

議案第 39 号 地籍調査事業に伴う地目の変更について	議長 山田委員	ええ。 だから畑の、それだから 900 円で払っとるけど。大体、それが右に倣えって、どこもなっとりはせんかな。
	議長	いや、そうじゃないですか、実際は。実際 850 円なんて言ったらね、ここに中村担当居ますけども「安いなあ。」なんて言っとったから。
	山田委員	ややもすると時給 1,000 円で。
	議長	もう一度言いますが、両者で話し合っ。これはあくまでも基本で。ドンドン変えて頂いて結構です。
		その他にありますか、お尋ねはございますか。無い様でしたらお諮りをさせていただきます。議案第 38 号。この件につきまして採決を行います。
		「令和 4 年農業労働賃金等標準額の決定」について、原案のとおり認めることに賛成の委員は、挙手をお願い致します。
		《全員挙手》
		全委員が挙手であります。よって、議案第 38 号「令和 4 年農業労働賃金等標準額の決定」につきまして、原案のとおり決定を致します。なお、この賃金表につきましては、お正月の各戸に行く町報に掲載されます。1 月 1 日から適用されますので。
		それでは議案第 38 号はこれで終わります。
		次に、議案第 39 号「地籍調査事業に伴う地目の変更について」を議題と致します。それでは説明をしてください。
	議案第 39 号「地籍調査事業に伴う地目の変更について」を説明します。	
	地籍調査事業に伴う地目の変更について照会のあった別紙土地について、本委員会の意見を求めるものです。	
	(資料は、資料 3-1 から資料 3-4-1)	
	資料 3 は沢山ありますが、3-1 から 3-4-1 までありますので、ご確認をお願いします。資料、7 つくらいありますね。	
	まず資料 3-1 をお願いします。こちらは大字方面地内で農地から非農地に変更となる一覧表です。これに対応する図面が資料 3-1-1 で、その 2 枚目に航空写真の位置図を付けております。	

		<p>次に、資料 3-2 が大字川上地内の農地から非農地に変更となる一覧表です。これに対応する図面が資料 3-2-1 で、その 2 枚目と 3 枚目に航空写真の位置図を付けております。位置関係が分かり易いのは 3 枚目に A3 で航空写真を付けておりますもの。麻畑集落の上手・南側の場所になります。</p> <p>続きまして、資料 3-3 が大字別所地内の農地から非農地に変更となる一覧表で、資料 3-4 が非農地から農地に変わる一覧表です。今度は非農地から農地に変わる一覧表です。</p> <p>対応している図面は、資料 3-3/4-1 ですので、沢山ありますけれどもご確認をお願いします。見難いですが、確認をお願いします。説明は以上です。</p> <p>議長 はい。なかなか解説し難い資料だと云う風に思うな。</p> <p>事務局 これは資料は、地籍調査が作って持って来てくれたか。</p> <p>議長 こちらの資料は、地籍調査班の方から 3-1 の資料と、3-1 の資料の測量した後の図面は地籍調査の図面。写真は農業委員会事務局で用意させて頂いた地図となります。</p> <p>事務局 大分、事務局も大変だな。もうちょっと地籍調査班の方に、もうちょっと分かり易い図面を提示する様に言わんといけんな。</p> <p>議長 確かに。</p> <p>河井推進委員 なかなか見難い資料でございますけれども、どうぞ皆さんの方から、何かご質問がございましたら、忌憚の無いご意見を頂きたいと思えます。</p> <p>議長 まあ一連の流れでございますので、地籍調査班が絡んでの現地確認をしっかりとしておると云う風な事でございますので。まあ間違いは無いと云う風に思いますけど。</p> <p>河井推進委員 よろしゅうございますか、皆さん。</p> <p>議長 ちょっと、発言させて。</p> <p>河井推進委員 はい、どうぞ。</p> <p>事務局 この地籍調査班って云うのは、どの課になるですか。これは東郷。</p> <p>河井推進委員 お答えします。地籍調査班は町民課の担当です。場所は東郷支所にあります。</p> <p>議長 今、東郷だからね。もちろん羽合や泊であれば、そこにまた行く訳だろうからね。町民課が。これは、どう云う立場の人が調査するか聞いただけです。</p> <p>議長 はい。その他にございますか。</p>
--	--	---

<p>5 その他</p>	<p>(議長) 事務局</p>	<p>今、どうですかって言っても、なかなか目通しが。全部目通しする訳にもならないと思います。ただ、今お話ししました様に地籍調査班が入っておりますので。我々よりも正確な人間が入っておりますので、大丈夫。</p> <p>それでは、改めて。質疑は無い様でございますので、これで質疑を終結致しまして、採決を行います。</p> <p>議案第 39 号「地籍調査事業に伴う地目の変更」について、原案のとおり認めることに賛成の委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全委員が挙手であります。よって議案第 39 号「地籍調査事業に伴う地目の変更」については、原案のとおり意見決定を行います。</p> <p>以上で議事を終わります。</p> <p>その他に入ります。1 月定例総会の日程について。それでは説明をしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 1 月定例総会の日程について <ul style="list-style-type: none"> 1 月 11 日（火）午後 3 時から ○ 農家相談会について <ul style="list-style-type: none"> 12 月 16 日（木）午前 9 時から正午まで 当番： 清水武敏 委員、尾川寛信 委員、山下 昇 推進委員) ○ 令和 3 年農地賃借料情報について <ul style="list-style-type: none"> 令和 3 年 1 月から 12 月までの利用権設定の状況 別紙のとおり ○ 令和 3 年農地売買価格情報について <ul style="list-style-type: none"> 令和 3 年 1 月から 12 月までの 3 条所有権移転の状況 別紙のとおり ○ 農家相談会実施状況について <ul style="list-style-type: none"> 11 月 18 日実施 相談 2 件 ○ 県外視察研修の実施について <ul style="list-style-type: none"> R4 年 2 月 21 日・22 日実施 清水武敏部会長 報告 ○ 総会終了後、研修の実施について <ul style="list-style-type: none"> ビデオ視聴 11 月 5 日開催 農業委員会特別研修会の DVD
--------------	---------------------	--

6 閉会	議長	<p>以上を持ちまして、令和3年度第9回湯梨浜町農業委員会定例総会を、閉会と致します。どうもご苦労様でございました。</p> <p>(閉会 午後3時40分)</p>
------	----	--